# 人吉市農業委員会定例総会 (第7回)

令和3年7月26日

人吉市農業委員会

## 人吉市農業委員会定例総会会議録

令和3年7月26日 カルチャーパレス1階 相談室

#### 議事日程

日程第 議第 35 号 農地法第3条の許可申請に対する許可の決定について 日程第 2 議第 36 号 農地法第5条の許可申請に対する許可の決定について 37 号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農業委員 日程第 3 議第 会の意見決定について 日程第 4 議第 38 号 非農地証明願について 号 人吉市農業委員会の農地利用最適化推進委員の推薦及び募 日程第 議第 3 9 集に関する規則の一部改正(案)について 日程第 議第 号 農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の取扱基 6 4 0 準の一部を改正する訓令(案)について

#### その他協議報告事項

#### ○ 出席農業委員(10名)

会 長 10番 宮 﨑 右 男 会長職務代理者 9番 上野博司 委 員 1番 山本一精 同 2番 永石栄二 同 3番 永 田 正 輝 同 林 主 一 4番 恒松信孝 同 5番 同 6番 中嶽修平 同 7番 福屋智香子 千 鶴 子 同 8番 堤

#### ○ 出席推進委員(15名)

委員11番 向岩敏雄同12番 西門泰人同13番 松下慎吾

```
14番 山本雄二
同
     15番 竹田 博
同
        有 瀬 英 憲
同
     16番
     17番 簑田秀彦
同
同
     18番
         渕 上 澄 雄
同
     19番 元田和弘
     20番 北村和人
同
同
     21番 迫田公江
     22番 仲村建彦
同
同
     23番
         東 照
同
     24番 東 悟
同
     25番 原口政廣
```

議事録署名農業委員 5番 恒 松 信 孝 議事録署名推進委員 20番 北 村 和 人

職務のため総会に出席した事務局職員の職氏名

局			長		村		憲	彦
次			長		和	泉	光	代
主			席		豊	永	英	紀
再	任:	用	職	員	坂	井	正	子

開会:9時30分

- (議長) おはようございます。本日の会議は、出席委員が定足数に達しておりますので、成立いたしました。ただ今から令和3年第7回人吉市農業委員会総会を開会いたします。本日の議事録署名委員に5番委員、20番委員を指名します。 本日の議事日程の朗読を行います。事務局長お願いします。
- (事務局長) 議事日程 朗読
- (議長) 日程第1・議第35号を議題といたします。事務局次長お願いします。
- (事務局次長) 日程第1·議第35号 朗読
- (議長) 1番について8番委員の調査報告をお願いします。

- (8番委員) おはようございます。議第35号、農地法第3条の許可申請に対する1番について報告いたします。農地の所在は記載のとおりです。登記地目は田、現況は畑となっております。農用外で面積は175㎡となっております。権利種別は有償移転です。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。申請事由は譲渡人の農業経営の縮小、譲受人の農業経営の開始となっております。備考として野菜を栽培するということで空き家に付属した農地となっております。申請地は先月、空き家に付属した農地ということで上がった農地です。譲受人の住所が県外となっておりますが、ご家族がそちらのほうにいらっしゃるということでした。申請地の隣が譲受人のご実家ということで、お母様が一人でいらっしゃいます。お母様の面倒を見ながら農業を開始するということでした。調査書をご覧ください。調査書の1番、4番、5番、7番に該当しないと判断しましたので、ご審議の方よろしくお願いします。
- (議長) ありがとうございました。ただ今の報告について質疑はありませんか。

「なし」の声

○ (議長)質疑もないようですので、採決いたします。報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

( 挙手の状況をみて )

○ (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって1番は原案可決いたしました。 次は私の調査案件となりますので、議長を職務代理者と交代いたします。

( 議長を職務代理者と交代する )

○ (職務代理者) 議長を交代いたしましたので、ご審議よろしくお願いします。 2番につきましては、譲受人が4番委員となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、一時退席されますようお願いします。

( 4番委員 退席 )

- (職務代理者) それでは、2番について10番委員の調査報告をお願いします。
- (10番委員) おはようございます。農地法第3条の2番の報告をいたします。土地の

所在は記載のとおりでございます。農用地内で地目は田でございます。面積は963 m²でございます。権利種別は3条の有償移転でございます。譲渡人と譲受人は記載のとおりでございますが、譲渡人は市外に住んでおられますので、なかなか管理が出来ないということでした。また、譲受人は申請地を長い間利用されており、譲渡人の登記が済んだということで譲受人に売買の相談があったということでございました。譲受人の経営面積に貸付地がありますが、これは譲受人が法人の組合員であり、組合での利用ということで貸付地となっております。以上のことにより、調査書の1番、4番、5番、7番に該当しないと判断しましたので、皆さんのご審議の方よろしくお願いします。

○(職務代理者)ありがとうございました。ただ今の報告について質疑はありませんか。

「なし」の声

○ (職務代理者) 質疑もないようですので、採決いたします。報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

( 挙手の状況をみて )

○ (職務代理者) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって2番は原案可決いたしました。

(事務局職員に4番委員を呼びに行くよう指示 4番委員、着席)

○ (職務代理者) ご審議ありがとうございました。議長を会長と交代いたします。

( 議長を会長と交代する )

- (議長) 日程第2・議第36号を議題といたします。事務局次長お願いします。
- (事務局次長) 日程第2·議第36号 朗読
- (議長) 1番について1番委員の調査報告をお願いします。
- (1番委員) おはようございます。議第36号、農地法第5条の許可申請に対する1番 の報告をいたします。土地の所在は記載のとおりでございます。地目は田、面積は1

15㎡でございます。譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。所有権移転でございます。転用目的といたしまして、資材置場及び駐車場となっております。農地の区分といたしましては第2種農地、農業振興地域内、都市計画区域外でございます。現地は位置図の3ページをご覧ください。若干入口のところに資材が置いてありました。始末書が添付されておりますので、読み上げます。私は農地法の内容を知らず、建築資材等を置くなどして農地法違反をしてご迷惑をおかけしました。今後は農地法の趣旨を堅く守り、再びこのようなことがないよう努力いたします。何卒、今回に限り御寛大なる処置をお願い致したく、始末書をもって申し上げますということです。被害防除方策としましては、隣接地は譲渡人の農地でございます。排水については、地元の水利組合から同意書も取ってあります。以上のことより、実質審査表をご覧ください。一般基準の1番、3番、6番、8番は適当と判断いたしました。総合判断として立地基準及び一般基準により、許可相当と判断いたしました。ご審議の方よろしくお願いします。

○(議長)ありがとうございました。ただ今の報告について質疑はありませんか。

「なし」の声

○ (議長)質疑もないようですので、採決いたします。報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

- (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって1番は原案可決いたしました。 2番について3番委員の調査報告をお願いします。
- (3番委員) おはようございます。議第36号、農地法第5条の許可申請に対する2番の報告をいたします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は田、農用外で面積は261㎡です。所有権移転です。譲渡人、譲受人は記載のとおりで、転用目的は個人住宅の建設です。農地区分は第3種農地で農業振興地域外、都市計画区域内です。着工と完了は記載のとおりでございます。転用場所は別紙の位置図4ページのとおりでございます。実質審査表をご覧ください。第3種農地の転用は、許可することができるとなっております。一般基準といたしまして、1番、3番、6番、8番は適当と判断をいたしました。総合判断といたしまして、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断いたしましたので、ご審議の方よろしくお願いいたします。

○ (議長) ありがとうございました。ただ今の報告について質疑はありませんか。

「なし」の声

○ (議長)質疑もないようですので、採決いたします。報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

- (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって2番は原案可決いたしました。 3番について5番委員の調査報告をお願いします。
- (5番委員) おはようございます。農地法第5条の許可申請に対する3番について報告いたします。農地の所在は記載のとおりでございます。地目は畑、農用外、面積は1,035㎡でございます。譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。転用目的は資材置場及び駐車場でございます。転用理由といたしまして同じく資材置場及び駐車場です。この農地は第2種農地でありまして、農業振興地域内、都市計画区域外となっております。資金計画につきましては自己資金となっております。一部既転用となっておりましたので始末書が出されております。位置図は5ページのとおりでございます。実質審査表をご覧ください。一般基準の1番、3番、6番、8番につきましては適当と認めます。総合判断としまして、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断いたしました。ご審議の方よろしくお願いします。
- (議長) ありがとうございました。ただ今の報告について質疑はありませんか。
- (3番委員) 一部既転用と書いてありますが、どのような状況だったのでしょうか。
- (5番委員) 家の石垣等の残りだと思いますが、農地にかかって道側のほうに置いてありました。
- (3番委員) その一部既転用の面積はどのくらいだったのでしょうか。
- (5番委員) 実際には巻き尺等で測っておりませんが30㎡くらいだと思います。
- (議長) よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

「なし」の声

○ (議長)質疑もないようですので、採決いたします。報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

( 挙手の状況をみて )

- (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって3番は原案可決いたしました。 日程第3・議第37号を議題といたします。事務局次長お願いします。
- (事務局次長) 日程第3・議第37号 朗読
- (議長) 所有権移転関係の1番の所有権の移転を受ける者が9番委員、利用権設定の「利用権の設定を受ける者」または「利用権の設定をする者」が、1番から4番までが4番委員と16番委員が役員を務めます法人で、「利用権の設定を行う者」が、8番は4番委員、「利用権の設定を受ける者」が11番は7番委員の親族となっております。農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事参与、採決に加わることはできませんが、4人につきまして、参考人として出席し、説明等のため発言がありましたら許可したいと思います。お諮りいたします。4人の出席を許可することにご異議のない方の挙手をお願いします。

- (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって許可いたします。 それでは、事務局の説明をお願いします。
- (事務局 坂井) おはようございます。お手元の資料をご覧ください。令和3年7月13日付で、人吉市長から農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)についての意見決定を求められております。まず、1ページをご覧ください。農用地利用集積計画総括表になります。左側の今回について、利用権設定の「田」が54,411㎡、「畑」が3,461㎡、合計の57,872㎡あがってきております。一番下の所有権移転について「田」がマイナス380㎡となります。次に右側の本年累計は記載のとおりです。次に2ページをご覧ください。利用権設定等状況一覧表(所有権移転関係)になります。2番は、6月総会にて可決した案件ですが、公告後に本人が死亡されたため、取り消しをされ、その分を今月マイナスとし

て計上しております。今回、公社買い入れが0件、公社売り渡しが1件、合計の1件 ございました。今回、農業公社(中間管理機構)が仲介します貸借設定関係も表に載っております。公社借り入れの手続きは基盤強化法による利用権設定の手続きと同様で、市が公告しますので、農業委員会の意見決定を求められています。また、公社貸付の手続きについては農業公社が作成した農用地配分計画についても県の認可を受けなければならないとされております。認可公告後、農業委員会に通知がございますので、その時に報告いたしますが、2~3か月後になる見込みです。今回、新規が8件、再設定が4件、合計の12件あがってきております。いずれの案件も本日お配りしております調査票のとおり、それぞれの地区の担当委員さんに調査、確認をしていただいております。よって、全ての案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上、報告を終わります。

○ (議長) ありがとうございました。ただ今の説明について質疑はありませんか。

「なし」の声

○ (議長) 質疑もないようですので、これから配布してあります案件調査表に目を通す時間を5分間ほどとります。9時55分まで各自で審査をお願いします。

( 各自審査 )

- (議長) 時間になりました。各自審査されての質疑はありませんか。
- (14番委員) 4番についてです。存続期間が1年となっていますが、4番の2と3は 令和3年8月1日から令和3年7月31日までとなっています。これは令和4年では ないでしょうか。
- (事務局 坂井) お答えいたします。ご指摘のとおり4番の1についてはきちんと終期が令和4年7月31日までとなっておりますが、2と3については令和3年となっておりました。令和4年が正しいものになりますので、訂正をお願いいたします。
- (議長) よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

「なし」の声

○ (議長) 質疑もないようですので、採決いたします。

採決は所有権移転関係と貸借設定に分けて行います。

所有移転関係の1番について、原案説明のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

( 挙手の状況をみて )

○ (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。 所有権移転関係の2番について、原案説明のとおり決するにご異議のない方は挙手を お願いします。

( 挙手の状況をみて )

○ (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。 1番から4番までと8番と11番を除く貸借設定について、原案説明のとおり決する にご異議のない方は挙手をお願いします。

( 挙手の状況をみて )

○ (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。 1番から4番までと8番の貸借設定について、原案説明のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

( 挙手の状況をみて )

○(議長)挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。11番の貸借設定について、原案説明のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

- (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。 日程第4・議第38号を議題といたします。事務局次長お願いします。
- (事務局次長) 日程第4・議第38号 朗読
- (議長) 1番について23番委員の報告をお願いします。

- (23番委員) おはようございます。議第38号、非農地証明願の1番について報告いたします。総会議案書の4ページをご覧ください。非農地証明の願出人、土地の所在等は記載のとおりです。(1) は地目が田で面積は977㎡、(2) は地目が畑で面積は409㎡です。去る7月13日の午後2時30分から私と5番委員、事務局とで現地調査しました。現地は市道から脇に入って大川間川にかかる橋を渡った川沿いの細長い農地です。大木等はありませんが、先の豪雨災害で河川の石や砂利が農地に入り込んでおり、今年に入ってからの大雨でも浸水して、現地調査中に突然の大雨が40分ほど続きましたが、川は濁流と化していました。堤防も崩壊しているため、継続して耕作するのは困難な農地と判断し、農地の復元は不可能と判断し、非農地証明書の交付については、適当と判断しました。以上です。
- (議長) ありがとうございました。ただ今の報告について質疑はありませんか。

「なし」の声

○ (議長) 質疑もないようですので、採決いたします。 筆ごとにお諮りいたします。1の1番について、報告のとおり決するにご異議のない 方は挙手をお願いします。

( 挙手の状況をみて )

○(議長)挙手多数につき異議なしと認めます。1の2番について、報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

- (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって1番は原案可決いたしました。 2番について23番委員の報告をお願いします。
- (23番委員)次に2番の調査報告をします。非農地証明の願出人、土地の所在等は記載のとおりです。去る7月13日の午後2時から私と5番委員、事務局とで現地調査しました。(1)の地目は畑で面積は2,016㎡です。現地はバイオ農場の建物の近くに位置し、公道から入り込んだ場所にある平らな農地です。草が生い茂ってはいるものの大木はなく、自動車の進入路もあり、機械等を投入して農地として活用できる状態であるので、農地の復元は可能であり、非農地証明書の交付については不適当と

判断しました。

次に(2)の地目は畑で面積は1,566㎡です。現地は大畑から古仏頂町に抜ける市道沿いの農地です。道より下がっており、敷地内には大木もあります。周りの農地も何年もこの状態であり、農地として復元しても継続して利用することが困難であると見込まれるので非農地証明書の交付については適当と判断しました。

次に (3) の地目は畑で面積は530㎡です。現地は山林化しており、昔は通れましたが、道があるものの草が生い茂り現地までたどり着けない状態です。周辺の農地もほとんどは既に非農地となっており、農地として復元しても継続して利用することが困難であると見込まれるので非農地証明書の交付については適当と判断しました。以上です。

○ (議長) ありがとうございました。ただ今の報告について質疑はありませんか。

「なし」の声

○ (議長) 質疑もないようですので、採決いたします。

筆ごとにお諮りいたします。2の1番について、報告のとおり決するにご異議のない 方は挙手をお願いします。

( 挙手の状況をみて )

○ (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。2の2番について、報告のとおり決する にご異議のない方は挙手をお願いします。

( 挙手の状況をみて )

○ (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。2の3番について、報告のとおり決する にご異議のない方は挙手をお願いします。

- (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって2番は原案可決いたしました。 3番について25番委員の報告をお願いします。
- (25番委員) おはようございます。非農地証明願の3番について報告いたします。7 月13日に私と5番委員と事務局の3名で現地調査を実施しました。土地の所在、願

出人は記載のとおりです。願出人はこちらにはおられません。場所としましては、市立中学校の南側に位置しておりまして、以前はお茶が作ってありましたが、もう何十年と放置されたままの状態であります。面積についても30㎡と狭く、また、道もないので調査の結果、交付については適当と判断いたしました。以上です。

○ (議長) ありがとうございました。ただ今の報告について質疑はありませんか。

「なし」の声

○ (議長)質疑もないようですので、採決いたします。報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

( 挙手の状況をみて )

- (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって3番は原案可決いたしました。 日程第5・議第39号を議題といたします。事務局次長お願いします。
- (事務局次長) 日程第5・議第39号 朗読
- ○(議長)事務局からの説明をお願いします。
- (事務局次長) 皆さんのお手元のほうに議第39号と書いてある資料が1枚紙であるかと思います。そちらをご覧ください。内容につきましては、皆さんにも農業委員や推進委員の募集のときに書いていただきました応募用紙に印鑑を押していただきましたが、今回の押印廃止に伴いまして印鑑の欄を全て廃止という形になります。丸をつけてあるところに印と書いてありましたが、削除されているという内容になります。中身が変わっているわけではなく、押印廃止に伴う印と書いてある所の削除となります。押印箇所を削除したことに対しましてお諮りしていただきたいと思います。
- (議長) ありがとうございました。ただ今の説明について質疑はありませんか。

「なし」の声

○ (議長)質疑もないようですので、採決いたします。説明のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

( 挙手の状況をみて )

- (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。 日程第6・議第40号を議題といたします。事務局次長お願いします。
- (事務局次長) 日程第6・議第40号 朗読
- (議長) 事務局からの説明をお願いします。
- (事務局次長) 先ほどの裏に議第40号と書いてあります資料をご覧ください。これは 6月にお諮りしました空き家に付属する農地の別段面積の取扱基準を定めたものにな ります。これも誓約書と申請書のところに押印をしていただく欄がございました。そ れを今回の押印廃止に伴い、削除しているという形になります。真ん中に様式を載せ ておりますが、そこの丸で囲んであるところに印と書いてあったものを削除した形に なります。先ほどと同じような形です。こちらのほうについてご審議お願いします。
- (議長) ありがとうございました。ただ今の説明について質疑はありませんか。

「なし」の声

○ (議長)質疑もないようですので、採決いたします。説明のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

( 挙手の状況をみて )

○ (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。 これで本日の議事は全部終了いたしました。

( 10時15分 終了 )

### 人吉市農業委員会規則第16条第2項の規定によりここに署名する。

人吉市農業委員会会長

署名農業委員

署名推進委員